

よくあるお問い合わせ

No.		質問	回答
1	共通	仕入控除税額(返還額)なしですが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた事業者は、返還額の有無にかかわらず、必ず報告する必要があります。
2	共通	個人事業主ですが、報告は必要ですか。	個人事業主か法人かにかかわらず、補助金の交付を受けた全ての事業者は報告が必要です。
3	共通	変更交付決定を受けた場合、交付決定日付・文書番号は交付決定通知書と変更交付決定通知書のいずれに記載のものを記入すれば良いですか。	額の確定をもって補助金の交付を行っているため、額の確定通知書又は確定前後に変更した際の変更交付決定通知書に記載されている日付・文書番号を記入してください。
4	共通	他の事業で既に報告したので、こちらは報告しなくても良いですか。	補助金の交付を受けたそれぞれの事業で、報告する必要があります。他の事業で報告していても、こちらの事業で補助金を受けている場合、こちらの事業についても報告してください。
5	共通	仕入控除税額の報告後、返還額がある場合、どのように返還すればよいですか。	報告いただいた後、府から納入通知書をお送りします。納入通知書の記載内容を確認の上、納入期限 内に、所定の金融機関で納付してください。
6	共通	仕入控除税額報告後、税務署へ消費税に係る申告内容の修正を行い、課税売上割合等が変わった場合、どうしたらよいですか。	報告した仕入控除税額が変わる場合は、府に連絡し、報告書の修正をお願いします。
7	共通	課税期間が2期にわたる場合どうしたらよいですか。	「仕入控除税額報告の手引き」12ページに記載のように、課税期間ごとに分けて報告してください。
8	共通	消費税率が8%のもの(非課税のもの)を一部購入している場合、どうしたらよいですか。	補助対象経費の内訳の表に、10%の列、8%の列、非課税仕入の列があります。補助対象経費の内容を確認の上、それぞれ記入してください。
9	共通	同一事業で複数回交付決定を受け、補助金の交付を受けています。個別対応方式又は一括比例配分方式のため、補助金対象経費の内訳を記入する場合、どのように記載すれば良いでしょうか。	備品購入費、賃借料など、各費目ごとに合算して記入していただいて構いません。

よくあるお問い合わせ

No.		質問	回答
10	共通	法人内に複数の医療機関を有する場合、まとめて報告して良いですか。一つの医療機関が複数の事業で補助金を受けた場合、まとめて報告して良いですか。	補助金を受けた事業ごと、医療機関ごとに、報告書は分けて作成してください。添付いただく確定申告書等の書類は、1通で構いません。
11	免税事業者	消費税の申告義務がありませんが、報告の必要はありますか。	免税事業者であっても、免税事業者であって返還額がない旨の報告をする必要があります。
12	免税事業者	課税売上高の欄には何を記載しますか。	基準期間の課税売上高を記入してください。当該金額をもって申告義務がない旨の確認をしています。税理士や経理担当者に確認し、必ず記入してください。
13	簡易課税方式	簡易課税方式による申告をしているかどうか分かりません。	消費税の申告書の控えを確認してください。「仕入控除税額報告の手引き」5ページに記載のとおり(簡)と記載されている場合、簡易課税方式により申告しています。
14	公益法人等	医療法人は、公益法人等に該当しますか。	消費税法別表第三に掲げる医療法人は医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に限るとされています。
15	公益法人等	特定収入とは何ですか	特定収入とは、消費税法第60条第4項に規定されており、例えば、租税、補助金、交付金、寄附金等を言います。詳しくは、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。